

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道目梨郡羅臼町

## 2 構造改革特別区域の名称

世界自然遺産のまち羅臼町福祉輸送特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

北海道目梨郡羅臼町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

羅臼町は、アイヌ語の「シリエトク = 大地の果てるところ」が由来となる知床半島の東側に位置する最果ての町で、平成 17 年 7 月、世界自然遺産に登録された貴重な自然が残る町である。

南は標津町、北西は羅臼岳や硫黄山などの知床火山郡の分水嶺を境に斜里町と接し、東には根室海峡を隔て北方領土である国後島を望む。

産業は漁業を主幹産業とし、春はウニ漁、春から夏にかけてはホッケやカレイなどのいわゆる雑漁、夏は昆布漁、秋はサケ漁、冬はスケトウダラ漁と、一年を通して前浜（根室海峡）を舞台に漁が営まれ、町民の多くが水産加工業をはじめとする漁業に関連した業種に従事している。

行政面積は 397.84 k m<sup>2</sup>で、南北に 80km、東西に 8 km と細長く、その大半は森林に覆われている。羅臼川流域に中心市街地が形成され、ここに公共施設や病院、銀行、漁協や商業施設等、主要な施設が集中しており、市街地を挟んで東西海岸線沿いに住宅が点在し各集落を形成している。

当町の公共交通手段としては、釧路市に本社を持つ阿寒バス株式会社と根室市に





〔表3：居宅介護サービス利用者数〕

(平成17年10月31日現在)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	36人	42人	12人	11人	9人	6人	116人
第2号被保険者	0人	1人	1人	2人	0人	0人	4人
総数	36人	43人	13人	13人	9人	6人	120人
(再掲)	92人(76.7%)		28人(23.3%)			100%	

### 身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている者は292人であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は191人、視覚障害者は19人を数える。1級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする者が多いが、多数を占める2級以下の者及び視覚障害者については、セダン型等の一般車両による対応が十分可能である。

〔表4：身体障害者手帳交付状況〕

(平成17年10月31日現在)

	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	38人	3人	0人	40人	0人	81人
2級	42人	6人	6人	1人	0人	55人
3級	23人	3人	2人	8人	2人	38人
4級	48人	0人	2人	11人	0人	61人
5級	31人	4人	0人	0人	0人	35人
6級	9人	3人	10人	0人	0人	22人
計	191人	19人	20人	60人	2人	292人

### 知的障害者

当町では、知的障害者用の施設やサービスがないため、在宅の知的障害者については、その家族が個々に身の回りの世話をしている。現在の課題として、家族の高齢化等に伴い通院等の外出が困難となっている現状があるため、通院や外出の機会を増やす支援が必要となっている。

肢体不自由障害との重複がない知的障害者に係る通院や余暇活動への移動介助は、セダン型車両での対応が可能であるため、使用車両を拡大した福祉有償運送により、多くの障害者の移動に対応して外出機会を増やすことが望ましい。

〔表5：居住区分別知的障害者数〕(平成17年10月31日現在)

	施設数	障害者区分別入居数		
		A	B	計
入所厚生施設等(町外)	9	11人	6人	17人
在宅者		6人	16人	22人
計	9	17人	22人	39人



福祉車両は各事業所で1～2台保有しているが、移動制約者の多くは福祉車両の装備が必要ではないことから、これ以上の福祉車両の増車は検討していない。

このようなことから、セダン型車両の充実により移動制約者に対する支援の拡充が求められている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

町内及び近隣市町村間の移動手段として町内循環バスや路線バスが運行されているものの、便数が少ないことや乗降場所が国道・道道沿いに限られていることから、利用者にとって十分な利便性が確保できているとはいえず、日常生活では自家用車による移動が中心となっている。

特に、移動制約者にとっては、公共交通手段であるバス及びタクシーについては障害者等が利用できるような装備がなされていないため、家族等が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない状況である。しかし、漁師町である当町の場合、漁業者は早朝又は夜間に出漁し海上で操業しており、漁が終わると前浜あるいは漁港において家族も含めて仕事に従事しているケースが多いため、移動制約者の中には自家用車での外出が困難な者も少なくない状況である。

このようなことから、移動制約者が気軽に利用できる移動手段が必要であるが、移動制約者等の大部分はセダン型車両による輸送でも十分に対応可能であり、台数の限られた福祉車両ではサービスの限界を生じることにもなる。よって、セダン型一般車両によるボランティア輸送を実施することにより、多くの移動制約者の自由な外出ニーズに対応することが可能となり、さらには、家族の介護負担の軽減にもつながるため、移動制約者と介護者が心身ともにゆとりある生活ができるようになることが期待される。

また、輸送に携わる社会福祉法人やNPO法人の事業展開も拡充され、地域福祉の充実を推進することができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、安定した移送サービスを提供することで、高齢者や障害者の自立と地域活動やイベントへの参加を促進する。また、家族の介護負担の軽減により、漁業や地域産業の発展に寄与するとともに、既存の社会福祉法人の活動のみならずNPO法人やボランティア団体の活動の活発化及び、町民のボランティアに対する意識啓発を促進し、当町の町政運営の指針となる「第5次羅臼町総合計画」の保健福祉分野の目標である「心豊で生きがい」に満ちたまちへ」の実現を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が計画区域に及ぼす経済的社会的効果

福祉有償運送における使用車両をセダン型車両まで拡大することにより、次のような経済的・社会的効果が期待できる。

### 〔経済的効果〕

移動制約者の通院や外出の促進が図られることにより、これらの方が市街地商店街へ足を運ぶ機会が増え、商店街が活性化されるとともに、消費購買力が向上し、商業の振興が図られる。

家族等の介護負担の軽減により就労の機会が拡充され、漁業やその他の生産活動の振興・促進が図られる。

介護事業者のセダン型車両によるサービス提供が可能となることにより、介護労働者の雇用が確保され、介護労働者の収入の安定化により、消費活動への波及効果が期待される。

### 〔社会的効果〕

移動制約者が住み慣れた土地で生活することが可能となり、他市町村への人口流出を防ぐ効果が期待できる。

高齢者や障害者等の活動範囲が拡大されることにより、介護予防の効果が期待できる。

移動制約者の地域活動や学習活動、イベント等への参加が促進され、子どもとのふれあいの場や町民相互の交流機会の充実が図られる。

社会福祉法人やNPO法人の活動が活発化し、町民のボランティアに対する意識啓発が図られる。

以上のことから、町全体としての活性化に波及し、町民全体の利益につながるものである。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【関連事業】

(1) 送迎サービス事業

対象者.....60歳以上の在宅高齢者  
内 容.....居宅から施設（老人福祉センター）までの移送。  
車 両.....ディサービス送迎車両（羅臼町社会福祉協議会に委託）  
利用者.....平成16年度実績 22人（延べ5,463回利用）  
送迎料.....無料

(2) 町内敬老通院無料バス乗車券交付事業

対象者.....70歳以上の在宅高齢者  
交付の方法...1人年間24枚（12回往復分）を交付  
利用バス.....阿寒バス株  
交付者数.....平成16年度実績 79人

(3) 町内循環バス運行委託

対象者.....全町民  
内 容.....町が阿寒バス株に委託し1日10便町内を運行  
料 金.....1回100円  
利用人数.....平成16年度実績 55,186人

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、構造改革特別区域内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

羅臼町内で活動を行なう社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が羅臼町

#### (3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が所有するセダン型等の一般車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。この福祉車両については台数が限られており、車イス等を使用しない移動制約者に対する移動サービスは十分に提供できていない現状にある。そこで、使用車両をセダン型等の一般自家用車にまで運用の拡大を行なうことによって、高齢者の通院及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

#### (2) 羅臼町福祉有償運送等運営協議会の設置

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による羅臼町福祉有償運送等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務



局は、羅臼町福祉課に置く。

運営協議会は、羅臼町が主宰し、構成員は次のものとする。

- ・ 羅臼町長又は町長が指名する職員
- ・ 北海道陸運局釧路運輸支局長又はその指名する職員
- ・ 社会貢献を行っている社会福祉法人、NPO等の代表
- ・ 地域住民の代表
- ・ 利用者の代表
- ・ 地域交通機関の代表
- ・ 学識経験者（該当者がいない場合は省略）

#### 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

### (3) 運送主体

羅臼町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを主たる目的とするものに限る。）、医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

#### 運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者とする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機を利用することが困難な者。

#### 対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

#### 苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

#### (4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

#### (5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・ 申請日前 2 年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。
- ・ 北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること。
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

#### (6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

#### (7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね 1 / 2 とする。

**(8) 運営管理体制**

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

**(9) 法令遵守**

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。